

○警察本部長の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関する要綱

(平成 12 年 9 月 8 日警察告示第 72 号)

改正 平成 13 年 11 月 30 日警察告示第 78 号

警察本部長の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関する要綱を次のように定める。

警察本部長の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山県職員倫理規則(平成 12 年岡山県規則第 113 号。次条において「規則」という。)第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により、警察本部長の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。
(閲覧等の場所)

第 2 条 規則第 13 条第 2 項の警察本部長が指定する閲覧場所及び贈与等報告書の写しの交付場所(第 4 条第 1 項及び第 5 条において「閲覧等の場所」という。)は、岡山県警察本部警務部警務課とする。
(閲覧等の時間)

第 3 条 閲覧及び写しの交付時間は、毎日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧及び写しの交付の日及び時間を変更することができる。

(閲覧等の手続)

第 4 条 閲覧者は、閲覧等の場所において、*贈与等報告書閲覧者記録簿(様式)に氏名、住所、職業、所属する会社又は団体の名称、閲覧開始時刻及び閲覧終了時刻を記入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、写しの交付を請求する者は、同項の記録簿に必要な写しの枚数を記入し、係員に申し出なければならない。

(閲覧等の請求者の遵守事項)

第 5 条 閲覧及び写しの交付を請求する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 贈与等報告書を閲覧等の場所以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 贈与等報告書を汚損し、若しくは破損し、又は加筆等の行為をしないこと。
- (3) 閲覧等の場所には、危険物を持ち込まないこと。
- (4) 閲覧等の場所では、音読、談話、飲食、喫煙等の行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 警察本部長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反した場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成12年9月13日から施行する。

附 則(平成13年11月30日警察告示第78号)

この告示は、平成13年12月1日から施行する。